



パン屋喫茶 大和と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 190011 号)

パン屋喫茶 大和 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

パン屋喫茶 大和は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和元年 10 月 31 日

札幌市
市 長

小野寺 祐子

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- ・ 施設全体の整理整頓を行い、常に清潔に保っています。
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫の温度をチェックし、常に異常がないか確認しています。
- ・ ねずみ、昆虫等の有無について定期的に検査し、必要があれば駆除を実施しています。